

決 定 書

異議申出人 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴233番地 4
森 敦彦

異議申出人が令和3年10月5日付けで提起した同年9月26日執行の真鶴町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、真鶴町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。
本件選挙における木村勇の当選は有効である。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人は、令和3年9月26日執行の本件選挙における当選人 木村勇の当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の規定では、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定しているが、当選人は、選挙期日前3箇月の町内での生活実態、居住期間を満たしていないことから、本件選挙の被選挙権を有せず、よって当選人とはなり得ない。

争 点

市町村の議会議員選挙の被選挙権は、当該選挙の選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のものが有するとされ（法第10条第1項第5号）、市町村の議会議員選挙の選挙権は、日本国民たる年齢満18歳以上の者で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものが有するとされる（法第9条第2項）。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月（令和3年6月26日から令和3年9月26日まで）以上真鶴町に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

当委員会では、本件異議申出について、その要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理に当たっては、異議申出人から証拠書類等の提出を求めた。

また、当選人に対しては、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。

さらに異議申出人及び当選人に対して、上記書類等の提出後、口頭意見陳述の機会を与えることでその主張を明らかにするとともに、周辺住民から聞き取り調査も行うなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。

判例では、次の見解が示されている。

- 「選挙に関しては、住所は1人につき1箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）、
- 「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）
- 「その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくても住所設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。」（昭和24年4月15日福岡高等裁判所判決）

このような観点から、当選人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかという主観性については、客観的事実が形成されていることを前提にした上で、生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮に入れられるべきと解することができる。

このように住所は、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かによって判断されることになるので、特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかしながら、当該者が当該地において現に起臥していた否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、居所に生活に必要な設備が具備されているか、電気、水道、ガスの使用状況など詳細な生活実態から総合的に判断し、当該者が当該地において現に起臥していたことを推認することになる。

2 当選人の住民票における住所の移動

転入前住所：静岡県熱海市上宿町（以下「前住所」という。）

転入先住所：神奈川県足柄下郡真鶴町岩（以下「現住所」という。）

（令和3年5月27日～現在）

3 異議申出人の主張の要旨

- （1） 申出人は、本件選挙前から当選人の自家用車が路上駐車しているところを何度も目撃していたが、そのナンバープレートが他県ナンバーのままであり、選挙期日前後になってから湘南ナンバーに変更するなど、選挙期間中だけ真鶴町に居住したのではないかと疑われた。
- （2） 申出人は、当選人の岩の借家住まいの家についても、多くの町民が選挙前まで知らなかったということを知った。また、選挙期日後、当選人の居住実態に対する疑念の声は増え、隣町を含む複数の者から申出人に対する通報があった。
- （3） 申出人は、昨今の地方議会議員選挙において、居住実態がなく当選が無効となることが頻発している中で、当町においても、多くの町民が当選人の居住実態に関して疑念を抱いている現状を問題視し、これからの町の運営を委ねる議員として真に資格を有するのか、今明らかにしておくべきと判断したため、本申出を提出するに至った。
- （4） 本件異議申出を受理されたことが当選人に通知された日の夜、当選人は申出人に対して計10回にわたり連続で電話をしており、また、選挙中の新聞報道に関して、不正を疑うメッセージを送ってきた。異議申出は選挙人の当然の権利であるにもかかわらず、申出人に対して攻撃的な意思を示し、不安を与えた当選人の行為は、議員として許される行為ではない。

4 当選人の主張の要旨

利害関係人として当選人から意見書及び証拠書類等が提出され、また、口頭意見陳述を行った。その要旨は、次のとおりである。

- （1） 当選人は、新聞記者として約10年間真鶴町に携わっており、その中で移住先として真鶴町への転入を決めた。
- （2） 令和2年9月に現住所を借り、少しずつ移住の準備を進めた。証拠書類として、住宅賃貸借契約書の写しを提出する。完全に移住を完了したのは6月下旬であり、

それまでは前住所との2拠点生活であった。

- (3) 前住所から現住所への住民票の異動は、令和3年5月27日付けである。6月初旬には、近隣住民に挨拶に行っている。
- (4) 新聞社は令和3年4月末で退職し、同年5月からは湯河原の事業所に非常勤職員として入社した。平日は4～5日（7時45分から19時頃まで）出勤しており、月2日程度、日曜日も出勤している。通勤は自家用車で、現住所から国道135号線に出て、そのまま湯河原町へ向かうため、真鶴町の町中を通ることはない。職場近くに駐車場を借りているため、駐車場使用契約書の写しを提出する。
- (5) 現住所では、家の前か横に自家用車を停めてもよいといわれているので、玄関前に駐車している。
- (6) 現住所における光熱水費に関する資料として、水道については令和2年8月使用分から令和3年9月使用分までの領収証、電気については令和2年8月使用分から令和3年7月使用分までの領収証を提出する。ガスについては、料金の引き落としがされているため、通帳のコピーを提出する。
- (7) 令和3年6月にエアコンを購入し、現住所へ設置した。証拠書類として、家電量販店からの領収書及び配達伝票を提出する。また、同店舗において家庭用インターネット回線を申し込んだため、申込内容確認書も提出する。
- (8) 炊事はほとんど家ではせず、家で食べるものといったらコンビニエンスストアで買った弁当やカップラーメンが多い。平日の昼食は、職場で給食が出される。夕食についても、コンビニエンスストアで買ったり、外食したり、親しい友人宅で食べたりすることが多い。現住所にガスコンロはないが、友人を招いたときに使用するIHヒーターがある。
- (9) 洗濯については、洗濯機を持っておらず、樽で手洗いしている。洗濯物は浴室内に干すが、乾きが悪いので扇風機を当てることもある。洗濯物を外に干すことはない。
- (10) 入浴については、シャワーのみである。浴槽はあるが、ほとんど使わない。
- (11) 趣味は料理だが、現住所ではまだ趣味に時間を割ける状態にない。前住所では身の回りの世話を家族がやってくれていたが、現住所では選挙もあり、仕事もあるので、趣味は追々という風に考えている。
- (12) 水道使用量が少ないかもしれないが、選挙が終わるまではトイレ、シャワー、手洗いで使うぐらいなので、妥当だと思う。選挙が落ち着いてからは、家の外に設置した水槽を洗ったりしたので、多少増えているかもしれない。
- (13) 前住所ではよく料理をしていたので、転出後、前住所のガス料金は減少している。証拠書類として、前住所における令和2年12月分から令和3年8月分までのガス料金請求書の写しを提出する。
- (14) 本件異議申出については、選挙期日前3箇月を完全に真鶴町で居住しているので、全く根拠がなく、心外である。町議会議員選挙に出馬するに当たって、居住実態が重要なことは意識しており、気を付けて生活をしてきたつもりである。ただし、自らの生活スタイルを考えると、ほとんど職場と現住所の行き来だけであるため、近

隣住民以外の町民に見られることはあまりなかったかもしれない。

- (15) 運転免許証の住所変更は令和3年7月頃に行った。
- (16) 本件異議申出の受理を知った日、異議申出人に対して複数回の連絡を行ったことについては、選挙期間中の新聞広告や記事の件、本件異議申出の件も含め、本件選挙に関する全体的な見解を伺いたかった。軽率な行動であったと思っている。

5 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等、聞き取り調査からは、次の事実が認められる。

- (1) 当選人は、新聞記者として真鶴町で活動していた。
- (2) 前住所には、現在も当選人の家族が暮らしている。
- (3) 現住所の賃貸借契約を令和2年8月31日付けで行っており、同年9月1日から当選人の借家とした。本件選挙における選挙事務所としても活用した。
- (4) 賃貸借契約書によると現住所に駐車場は含まないが、現住所の玄関前又は現住所横に自家用車を駐車している。そのことについては、近隣住民も承知している。
- (5) 当選人及び参考人の陳述において、当選人は新聞社を令和3年4月末に退職し、知人の紹介で同年5月から湯河原町の事業所で非常勤職員として勤務を始めた。6月からは、現住所から自家用車で通勤していたとしている。なお、令和3年5月3日から職場近くに駐車場を借りた。
- (6) 当選人は、前住所から現住所への住民票の異動を令和3年5月27日に行った。
- (7) 当選人は、現住所に令和3年5月にインターネット回線を設置し、令和3年6月にエアコンを購入した。
- (8) 本件選挙時の当選人の選挙運動用ビラに書かれたプロフィールには、趣味は料理であると書かれていた。
- (9) 本件異議申出の受理に関する通知を渡すため、令和3年10月8日に当委員会事務局職員が現住所を訪ねた際、借家のいずれが当選人の現住所かわからなかったため、事務局職員は近隣住民に当選人の現住所を尋ね、回答を得ている。しかし、当選人は不在であり、その後連絡を取った後、当日中に役場に来庁し、書類を手渡した。
- (10) 当選人における前住所の光熱水費の使用状況は、次のとおりであった。
使用者は、当選人のほか、当選人の家族である。

使用年月	水道	電気	LPガス
令和2年12月	提出なし	提出なし	21,860円
令和3年1月			23,466円
令和3年2月			22,932円
令和3年3月			21,875円
令和3年4月			21,632円
令和3年5月			19,336円
令和3年6月			13,237円
令和3年7月			14,450円
令和3年8月			14,857円

- (11) 当選人における現住所の光熱水費の使用状況は、次のとおりであった。
使用者は、当選人のみである。

使用年月	水道	電気	LPガス
令和2年8月	1,547円 (1 m ³)	739円	提出なし
令和2年9月	1,547円 (1 m ³)	809円	
令和2年10月	1,547円 (0 m ³)	827円	
令和2年11月	1,547円 (0 m ³)	1,005円	
令和2年12月	1,547円 (2 m ³)	1,498円	
令和3年1月	1,547円 (1 m ³)	1,517円	
令和3年2月	1,547円 (1 m ³)	1,692円	
令和3年3月	1,547円 (1 m ³)	1,700円	
令和3年4月	1,547円 (0 m ³)	1,399円	
令和3年5月	1,547円 (1 m ³)	1,190円	
令和3年6月	1,547円 (1 m ³)	1,760円	2,372円 (0.7m ³)
令和3年7月	1,547円 (7 m ³)	2,723円	3,943円 (3.5m ³)
令和3年8月	1,547円 (6 m ³)	提出なし	4,224円 (4.0m ³)
令和3年9月	1,547円 (10m ³)		提出なし

- (12) 令和3年11月12日に近隣住民へ聞き込みを行ったところ、「当選人は確かに住んでおり、朝7時過ぎに出勤している」、「普段いないことは多く、帰宅は夜遅い」、「車は玄関前に停めている」との証言があった。当選人の自家用車の駐車場所については、車輪の跡を確認することができた。また、「地域のごみ出しの件で、注意喚起の張り紙をしてくれたことがある」という具体的なエピソードを聞くことも出来た。
- (13) 令和3年11月16日に当選人の立会いのもと、当委員会事務局職員が現住所の現地調査をした。玄関横のガラス窓には手作りで、名前、住所や連絡先を記載した紙が貼られていた。比較的新しく見える生活用品が多い件については「性格的に潔癖な

面があり、綺麗にしている」とし、さらに「選挙期日前から寝泊まりは現住所で行っていたが、選挙を迎えるに当たって趣味の物を入れたり、居住アピールをすることは控えており、本格的に物品を運び込んだり、揃えたりしたのは選挙後であった」との説明があった。和室には布団が敷かれており、作業用テーブル、コタツが置かれていたほか、スーツ等がハンガーにかけられて並べられていた。和室のカーテンは全て閉じてあった。家に洗濯機は見当たらず、浴槽内には樽が置かれていた。浴室には、物干し竿を渡してあり、服が干されていた。当選人からは「洗濯物の乾きが悪い時は、業務用扇風機を使用している」との説明があった。台所にはガスコンロは設置されておらず、IHヒーター及び電気ケトルが置かれていた。冷蔵庫は設置されていたが、ペットであるサンショウウオの育成用であり、飲食物は入っていなかった。また、家の外には同じくカニやエビを育成するための水槽が置かれていた。ペットであるサンショウウオ等については、「生き物であるので、選挙中は管理することができなくなると思い、前住所から運んできたのは選挙後である」との説明があった。なお、自家用車は伊豆ナンバーのままであった。

- (14) 令和3年11月17日に参考人2名を招致し意見を聞いたところ、「本件選挙への出馬を聞いたときは、地盤も人脈もない土地なので、やめたほうがいいと言った」、「前住所のガス料金が減った理由は、当選人が転出したこともあるが、季節の変わり目なので、それだけが要因とはいえない」、「前住所ではよく料理もしていたが、現住所にはガスコンロがないので、料理はしていないと思う」、「ペット用の水槽を管理するには、現住所では電力の契約が足りなかった」、「前住所にはペットの世話のためよく通ってはいたが、泊まることは少なかった」、「夕食時や休日は、湯河原の友人とともに過ごすことがほとんどだが、その友人宅に泊まったことはない」、「選挙に出るに当たって、居住実態について疑念を持たれないよう気を付けたほうがよい」と当選人に伝えていた」との証言があった。

6 当委員会による判断について

以上の事実を踏まえ、本件選挙における被選挙権を有するため、当選人が令和3年6月26日以前から同年9月26日までの間、本町に生活の本拠を有していたかについて判断する。

(1) 前住所による判断

ア 前住所は、県をまたぐとはいえ、車を使用すれば本町まで片道30分程度で行き来することができる。そのため当選人に前住所周辺における活動が多いとしても、その物理的な距離をもって、前住所を引き続き生活の本拠としていたと判断することは難しい。

イ 前住所におけるガス料金については、令和3年5月以前と同年6月以降とで明らかに差がある。6月以降は夏季に入ることもあり、水道使用の状況に変化が生じる時期であろうことが予想され、参考人も当選人の転出以外の理由がある可能性を示唆している。当委員会としても、当選人1名が転出したことだけを要因にするには、減り幅が大きいことに疑問を感じる。しかし、前住所では当選人は趣味の料理をしていたとの証言もあるので、ガス料金が減った、すなわち使用量も減ってい

るといふ推認をすれば、前住所から当選人が不在となったことを前住所においてガス料金が減った一因であると判断することはできる。

(2) 現住所による判断

ア 当選人は、新聞記者として長年真鶴町を取材していることから、比較的町民にも顔を知られている人物といえる。当選人、近隣住民及び参考人の証言を統括すると、当選人は、朝の出勤後、そのまま夕方まで職場におり、退勤後は湯河原町の知人宅に行くことが多く、帰宅は深夜となることが多い。休日も友人と過ごすことが多い。これが当選人における日常生活とすれば、少なくとも1日における現住所での滞在時間はごく少ないと認められ、当選人の周囲の者が居住実態について注意を促していたことも理解できる。この意味では、本件異議申出が行われたことは、当選人の町内での活動が少なかったことを原因に捉えることは可能である。しかし、「住所認定の解釈」で述べたとおり、居住実態の総合的な判断は、現住所が客観的に生活の本拠たる実態を備え、当該者が当該地において現に起臥していたか否かであるため、生活スタイルがどんな形であるにせよ、滞在時間の長短だけをもって現住所を生活の本拠としていなかったと判断することはできない。

イ 当選人は、令和2年9月から徐々に移住の準備を始めたことと述べたが、選挙期日後に揃えたものも多いことを認めている。前述のとおり、当選人の在宅時間がごく少ないことを考えると、寝泊まりをするに足る設備さえあればよいという考え方は可能である。しかし、令和2年9月から移住の準備を始めたにもかかわらず、前住所に自分のペットを置いたままにしたことは、現住所を生活の本拠とするに当たっては疑問が残る。当選人は、生活の多忙さを考慮し、生き物の飼育を控えていたとのことだが、現住所を生活の本拠とするに当たっては、ペットの飼育環境も整えるほうが自然とはいえる。この点においては、選挙期日前3箇月には、生活の本拠を現住所に移し切れていないと判断することができる。

ウ 現住所における光熱水費は、令和3年6月分以前に比べ、同年7月分以降に増加がみられる。6月分に増加が見られないため、少なくとも6月中の大半は生活の本拠が別にあったと判断することができる。7月分からは増加しているため、6月下旬から完全に移住したという当選人の証言を否定することはできない。

エ 当選人の現住所での生活は、洗濯を手洗いで行い、ガスコンロを設置していないので趣味の料理もしないと証言している。実際当委員会事務局職員が現地調査した際も、洗濯機は無く、ガスコンロも無かった。洗濯の手洗いについては、参考人から前住所でも同様であったと証言されている。ただし、ガスコンロの未設置に関しては、本件選挙時の当選人の選挙運動用ビラに趣味は料理であると書いたにもかかわらず、現住所ではほとんど料理せず、その設備もないということは不自然さを感じざるを得ない。

オ 当委員会事務局職員が本件異議申出の受理に関する通知を渡すために訪れた令和3年10月8日における現住所の外観と、同年11月16日に実施した現地調査時の現住所の外観を比較すると、少なくとも玄関横の手作り表札、家の横に設置した水槽は新たに増えたものである。この事実だけをみると、本件異議申出の事実を知った

以後、現住所に生活の本拠としての要素を加味していったようにも取れる。

カ 当選人は「本件選挙の出馬を意識したときから、選挙期日前3箇月の要件について気を付けていた」としており、参考人2名によれば、当選人がそれぞれの家を訪れたときも基本的に帰宅していると証言している。当選人が、それぞれ参考人の家を離れた後、実際に現住所まで帰宅したか否かを確認することは難しいものの、近隣住民の証言によれば深夜でも当選人は帰宅しており、現住所を生活の本拠としていたとする当選人の主張を否定することはできない。

7 結論

以上のことを総合的に判断し、当選人は、日常生活において現住所に滞在する時間は少なかったとはいえ、現住所を自らの生活の本拠として起臥しており、当委員会としては、当選人が本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上真鶴町に住所を有していて、本件選挙における被選挙権を有すると判断するものである。

よって、当選無効の決定を求めるとする異議申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和3年11月19日

真鶴町選挙管理委員会
委員長 平井 義行



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（法216条第2項）。

